一斉情報伝達システムの導入について

1 概要

避難行動要支援者等への災害情報の伝達手段の多様化を図るため、従来の伝達手段である防災行政無線や SNS、緊急速報メール等の活用に加え、屋内においても適確な情報が受信できる、一斉情報伝達システムを導入する。

受信機器については、防災行政無線の放送内容等を受信できる対応アプリケーション(以下「対応アプリ」という。)を搭載したスマートフォン端末を貸与する。あわせて、個人所有のスマートフォンに対応アプリをダウンロードすれば、放送内容等が受信できる仕組みを構築する。

2 機器貸与対象者

避難行動要支援者名簿登録者とする。

なお、令和2年度の対象者は、身体障害者の一部(聴覚障害者、視覚障害者等)及び日常生活全介助の難病医療費受給者等とする。

3 イメージ図(案)

別紙のとおり

4 今後のスケジュール (予定)

令和2年11月~12月 対象者へ機器の貸与希望調査

令和3年1月~3月 機器貸与(避難行動要支援者名簿登録の身体障害者の一部等)

令和3年4月~ 機器貸与(避難行動要支援者名簿登録の要介護3以上の方、

知的障害者、精神障害者等)

令和4年4月~ 機器貸与 (新規の避難行動要支援者名簿登録の方)

一斉情報伝達システムイメージ図(案)

